第一〇三号

日

令和二年

六月十一日

木 曜

> 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

家畜伝染 日 病の種類 ーネ病 種類 家畜の 牛 患畜 患畜の区分 患畜又は疑似 発生 頭数 発 南アルプス市 生 場 所 令和二年六月 発 生 年 月 三日 日

目 次

示

○令和二年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例附則第二項......二九三

人事委員会

○令和二年度山梨県警察官採用試験の実施の一部変更…………………………………二九八 ○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則………………………………二九七

告

令和二年六月十一日

太 郎

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

二年六月十一日

Щ

梨県公

報

第一〇三号

令和二年六月十一日

示

山梨県告示第百八十九号

日にあっては午後五時前に、同年九月十日にあっては午後五時以後に利用を開始する場 までの日及び同年九月十日から同年十一月三十日までの日とする。ただし、同年七月十 条例第三号)附則第二項の知事が指定する日は、令和二年六月十一日から同年七月十日 合に限り、許可を要しないものとする。 令和二年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例(平成二十三年山梨県

山梨県知事 長 崎 幸

山梨県告示第百九十号

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

公 告

落札者の決定について

のである。 する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るも た政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関 シュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成され 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

令和二年六月十一日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

落札に係る役務の名称及び数量

消防防災ヘリコプター運航管理業務

 $(\stackrel{\frown}{-}) \ (\stackrel{}{-})$ 数量 一式

- 二契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在
- 名称 山梨県防災局消防保安課
- 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 落札者を決定した日 令和二年五月二十八日

兀 落札者の名称及び住所

- 名称 株式会社ジャネット
- 山梨県甲斐市宇津谷四百四十五番地の一

Ŧi. 落札金額 三億六千七百四十万円

- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 令和二年四月十六日

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおりあったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定による届出が大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

令和二年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

二 届出の概要 ス株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号 ス株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リー

部字北河原八百二十二番地三十四外 サンドラッグ石和店 山梨県笛吹市石和町市 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンドラッグ石和店 山梨県笛吹市石和町市

並びに法人にあっては代表者の氏名 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

変更前	変更後
一 東京都府中市若松町一丁目三十八番地の代表取締役 赤尾主哉 代表取締役 赤尾主哉	の一東京都府中市若松町一丁目三十八番地東京都府中市若松町一丁目三十八番地代表取締役 貞方宏司

3 変更の年月日 令和元年五月一日

一 届出年月日 令和二年五月二十日

センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情

五 縦覧期間 この公告の日から令和二年十月十二日まで

土地改良区役員の退任及び就任

村内野土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、忍

令和二年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸

退任

り、次のとおり定による届出が	役職名	氏名	住	退任年月日
=	理事長	後藤七五郎	三十六番地南都留郡忍野村内野四千八百	令和二年三月三十一日
目三番二十三号 芙蓉総合リー	副理事長	渡辺教泰	十三番地二南都留郡忍野村内野千九百八	司
は石尓をが主所留吹市石和町市	理事	三浦一平	八番地一南都留郡忍野村内野四百八十	亩
に 名 形 及 ひ 日 月	同	湯山考徳	八番地二南都留郡忍野村内野五百三十	司
	审	天野忠純	番地南都留郡忍野村内野五百十五	审
旦三十八番地	同	後藤義和	八番地八南都留郡忍野村内野二百七十	同
	同	後藤順	一番地南都留郡忍野村内野七百四十	三
山梨県県民情報	同	湯山清政	四番地南都留郡忍野村内野六百七十	田
	闻	三浦信	五番地南都留郡忍野村内野三百五十	回
た。	同	後藤政志	七十四番地南都留郡忍野村内野四千七百	三
	同	湯山昭彦	二番地四百十二南都留郡忍野村内野三百三十	同

Щ
梨
県
公
報
第一
\bigcirc
\leq
_
号
分
令和一
年
土
ハ
月
八月十
- 1
H

同 後	同 堀	同	理事	副理事長	理事長 渡	役職名 — 氏	就任	同	同	同 渡	監事後
後藤成滋	堀 内 勲	天 野 賢	渡辺雄司	後藤一之	渡辺利雄	名		川口征司	田辺宏哉	渡辺隆良	後藤博志
八番地南都留郡忍野村内野二百七十	番地南都留郡忍野村内野二百十八	五十五番地二南都留郡忍野村内野四千六百	番地	地南都留郡忍野村内野六百五番	一番地南都留郡忍野村内野四千七百	住所		番地	番地南都留郡忍野村内野百六十九	南都留郡忍野村内野十六番地	番地
同	同	同	同	同	令和二年四月一日	就任年月日		同	同	司	司

監事

三浦竹松

地

南都留郡忍野村内野千十二番

同

同

天野旭

南都留郡忍野村内野四千八百

同

八十九番地

同

米山一広

南都留郡忍野村内野四千七百

同

四十番地一

同

渡辺啓

地南都留郡忍野村内野百十二番

同

同

渡辺康

南都留郡忍野村内野百九十九

同

番地一

同

渡辺竜二

南都留郡忍野村内野二十七番

同

地一

同

三浦与志竹

| 南都留郡忍野村内野三百六十

同

一番地

同

小山田喜久

南都留郡忍野村内野三百四十

同

二番地

同

柏木陽典

南都留郡忍野村内野四千七百

同

九十九番地

令和二年六月十一日

退任

土地改良区役員の退任及び就任

工地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、忍草

山梨県知事 長 崎 幸 太郎

二九五

山
梨
県
公
報
第一
0
글
7
令和
年
높
月十
<u>.</u>
H

役職名

氏

名

住

所

退 任 年 月 日

司

天野弥寿義 南都留郡忍野村忍草七百四十

同

九番地

	_			_		_					
同	闰	司	司	闰	同		同	理事	同	副理事長	理事長
大森光秀	渡邉嘉勝	天野文久	長田利久	渡 邉 一 雄	渡邉正通		大森吉昌	広瀬和志	渡邉和司	渡邉和美	大森勝保
南都留郡忍野村忍草四百八十	番地南都留郡忍野村忍草二百三十	三番地三番地	番地	番地 南都留郡忍野村忍草四百五十	番地 商都留郡忍野村忍草百五十八	番地	南都留郡忍野村忍草千四十三	二番地南都留郡忍野村忍草七百八十	九番地南都留郡忍野村忍草三百二十	十二番地南都留郡忍野村忍草千五百四	五番地南都留郡忍野村忍草五百四十
同	同	同	同	同	同		同	同	司	司	令和二年三月三十一日
同	同	理	同	副	理	ζη,		同	同	監	同
	. ,	事		副理事長	理事長	役職名	就任	. ,		監事	
渡邉嘉勝	大森吉昌	広瀬和志	長田利久	渡邉一雄	天野文久	氏名		出口源	天野賢一	天 野豊	天野弥寿義
南都留郡忍野村忍草二百三十	番地南都留郡忍野村忍草千四十三	二番地南都留郡忍野村忍草七百八十	番地南都留郡忍野村忍草千五十三	番地南都留郡忍野村忍草四百五十	三番地南都留郡忍野村忍草千百四十	住		四番地南都留郡忍野村忍草七百六十	九番地	番地番組料及草百九十七	六番地
闰	同	同	同	同	令和二年四月一日	就任年月		同	同	同	同

月 日

第四条第一頁等を次のように改正 特殊勤務手当に	同	九番地二南都留郡忍野村忍草二百四十	大森義彦	同
特殊勤務至	同	九番地南都留郡忍野村忍草三百二十	渡邉和司	同
令和二年六月 特殊勤務手当に 山梨県人事委員会	同	十二番地	渡邉和美	同
人	同	五番地南都留郡忍野村忍草五百四十	大森勝保	監事
三 測量の期間 一 測量の地域	同	番地	天野幸彦	同
第三項の規定によ	间	二番地二番地	天野悟	同
測量を実施すると第一項の規定によ	同	南都留郡忍野村忍草五百番地	大森義彦	司
測	闰	三番地二三番地二	天野 博	同
三 測量の期間 一 測量の種類	可	六番地	天野弥寿義	同
第三項の規定によ	同	九番地	大森光秀	同
測量を実施すると第一項の規定によ		番地		

公共測量の実施

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

> により公示する。 る旨の通知を受けたので、 により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共 同法第三十九条において準用する同法第十四条

六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

- 類 公共測量(航空レーザ計測
- 域 富士川本川および早川
- 間 令和二年六月十日から同年十二月二十五日まで

の実施

る旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条 により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共 和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 により公示する。

六月十一日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

域 笛吹川および日川、重川

公共測量(航空レーザ計測)

間 令和二年六月十日から同年十二月二十五日まで

八事委員会

員会規則第十八号

当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

六月十一日

山梨県人事委員会

委員長 井 出 與

Ŧī.

右

衞

門

務手当に関する規則の一部を改正する規則

改正する。 当に関する規則 (昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号) の一部

項第二号⑴中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改める。

行の日から施行する。 この規則は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和二年法律第十六号)の施

山 梨 県 公 報 第一〇三号 令和二年六月十一日	二九八
令和二年三月五日付けで公告し、令和二年四月二十七日付けで一部変更した令和二年 《 そ 利二4 月上季リ警察管封月記馬の写放の - 善多写	
度山梨県警察官採用試験の実施の公告を次のとおり変更する。	
山梨県人事委員会	
委員長 井出 與五右衞門	
- 次)と6)度見する。 4 中春季試験に係る部分及び6⑴中春季試験に係る部分を	
- 次のとおり変更する。	

4 試験日及び試験会場

区	分	試 験 日	試 験 会 場				
	第1次試験	令和2年6月21日(日) (教養試験) (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで (受付場所) S1号館前	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)				
春季	第 2 次	令和2年7月4日(土) (論文試験)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)				
学試験	以試験	令和2年7月5日(日) (適性検査・身体検査(1回目)・体力試験)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)				
	第 3.	令和2年7月27日(月)~7月29日(水)のうち指定する1日 (身体検査(2回目))	山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)				
	次試験	令和2年8月17日(月)又は8月18日(火)のうち指定する1日 (個別面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)				

5 試験方法

春季試験【警察官A(第1回)】のみ

10000000000000000000000000000000000000	試験 【警祭日A	(毎1凹)	1004
区分	試験種目	配点	内
第 1 次試驗	教養試験	40点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈 【試験時間】150分
験 資格加点		武道 英語 10 情報 点 処理	別掲1に掲げる警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、1つの区分につき5点、最大2つの区分(10点)まで加点する。
	身体検査 (1回目)		職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う (検査項目別掲2)。
第 2 次試 験	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について、実地試験を行う。

山梨

	第2次試験日	に実施	
第	論文試験	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式 による試験を行う。【試験時間】90分
3 次 試	人物試験	_	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうか について、適性検査を行う。
験人物試験		50点	社会性、積極性、表現力等について、個別面接を行う。
	身体検査 (2回目)	_	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件 を満たすか否かについて、医師による検査を行う(検査項目別掲 2)。
1	資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について、調査を行う。

(1) 論文試験は、第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。

なお、第2次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第 2次試験は不合格とする。

- (2) 人物試験(適性検査)は、第2次試験日に実施するが、第3次試験の人物試験(個別面接) の参考とするため、第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加点の合計得点の高い順、第2次試験合格者は、 第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及 び第3次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該 当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目		基準			
第 1 次 試験	教養試験	・得点が配点の3割未満の場	合			
		①得点が配点の5割未満の場 ②次の表に掲げる試験項目ご 場合		か一つでも満たさない		
		試験項目	基準			
			男性	女性		
		立伏臥腕屈	握力	37kg以上	21kg以上	
			立伏臥腕屈	上体起こし(30秒間)	12回以上	5回以上
		を除く。) 長座体前屈	27cm以上	31cm以上		
第2次 試験				反復横とび(20秒間)	31回以上	27回以上
			20mシャトルラン (往復持久走)	18回以上	10回以上	
		立ち幅とび	162cm以上	113cm以上		
		次の基準を満たさない場合				
	本力試験(腕 立 伏 臥 腕 屈	試験項目	基	進 女性		
	伸)	腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上		
			•			

- 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、次の順序に (4)従って最終合格者を決定する。
 - ア 第3次試験・人物試験(個別面接)の得点の上位者
 - イ 第1次試験の合計得点の上位者

合格者の発表

(1) 合格発表日

区分	春季試験
第1 次試験合格者発表	令和2年6月26日(金)
第2次試験合格者発表	令和2年7月17日(金)
最終合格者発表	令和2年8月28日(金)

発行者	山梨
山梨県	梨県公報
	第一〇三号
甲府市丸の内一丁目六番一号	
番一号	令和二年六月十一日
印刷所	
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
番	
	111011